

令和 7（2025）年度 東京大学大学院経済学研究科マネジメント専攻数量ファイナンスコース 修士課程学生募集要項（社会人特別選抜）

経済学研究科では、マネジメント専攻数量ファイナンスコースにおいて、企業等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みのある者を対象に、修士課程の学生を募集する。

在職者は、「長期履修学生制度」を活用して、計画的な履修により修士課程の学位を目指すことができる。



教育研究上の目的

本コースは、数量ファイナンスの分野において、広く豊かな学識の養成を基盤とし、高度な専門知識を国際的視野のもとに実践的に駆使しうる人材を育成することを目的とする。

求める学生像

- ・数量ファイナンス及び近接領域の視野から、社会で起きる現象を的確にとらえる分析力、論理的で明晰な思考力、などを身につけることができる人。
- ・社会における新しい課題に挑戦し、既成の概念にとらわれない新鮮な着想力で未踏の道を切り拓いていける人。
- ・これまでの社会経験をもとに、大学院で専門的な知識とそれに基づく実務遂行能力を高めるとともに幅広い総合性を備えて、将来的に内外の諸分野の第一線で活躍を目指す人。

入学者の選抜においては以下の点が問われる。

- ・数量ファイナンスの分野（アクチュアリーも含む）における学修や研究に対して、強い意欲を持っていること。
- ・国際的な場でも活動しうるだけの外国語能力の基礎を具えていること。
- ・数量ファイナンスコースで必要と考えられる基礎的能力をもっていること。

1. 出願資格

以下の(1)～(6)のいずれかの要件を満たし、かつ出願時において、企業等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みのある者

- (1) 日本の大学を卒業した者及び令和 7（2025）年 3 月 31 日までに卒業見込みの者 ^{注1)}
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び令和 7（2025）年 3 月 31 日までに修了見込みの者 ^{注2)}
- (3) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 7（2025）年 3 月 31 日までに授与される見込みの者 ^{注2)}
- (4) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び令和 7（2025）年 3 月 31 日までに修了見込みの者 ^{注3)}
- (5) 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者及び令和 7（2025）年 3 月 31 日までに授与される見込みの者

(6) 個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、入学時において 22 歳に達しているもの 注1) 注4)

注 1) 上記 (1)、(6) の「日本の大学」とは、学校教育法第 83 条の定める日本国内の大学を示す。

注 2) 上記 (2)、(3) には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

注 3) 上記 (4) に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業者（修了者）等を示す。

- ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）
- ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

注 4) ① 上記 (6) に該当する者とは、上記 (1) から (5) に該当しない者のうち、4 年制の大学に相当する教育施設の卒業者（修了者）等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者を示す。

② 上記 (6) の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類を、令和 6（2024）年 11 月 27 日（水）（必着）までに本研究科事務部〔7 の（1）ウ〕に提出すること。提出書類等については、事前に問い合わせること。

③ 入学資格審査で日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について出願を受け付け、受験を許可する。この審査の結果は令和 6（2024）年 12 月 11 日（水）頃各自に通知する。

2. 募集人員

コース	募集人員
数量ファイナンス	若干名

3. 選抜方法

(1) 選抜は、提出書類の審査及び口述試験による。

ただし、口述試験は、提出書類の審査によって選抜された者についてのみ行う。

(2) 提出書類のうち審査対象となるもの

- ア. 成績証明書 ➡
- イ. 研究計画書 ➡
- ウ. TOEFL 又は TOEIC のスコア 。 ➡
- エ. 推薦書（提出は任意） ➡
- オ. 参考業績（提出は任意） ➡

4. 試験期日及び実施方法

(1) 口述試験

- ・実施日：令和 7（2025）年 2 月 17 日（月）
- ・実施方法：Zoom ミーティングを用いたオンライン方式で行う。

(2) 口述試験受験資格者の発表

口述試験受験資格者の受験番号及び口述試験の詳細を、令和 7 (2025) 年 2 月 13 日 (木) 15 時以降に別途周知するホームページに掲載する。

5. 合格者の発表及び入学手続

(1) 合格した者は、令和 7 (2025) 年 2 月 19 日 (水) 15 時以降別途周知するホームページ上で発表する。

(2) 入学許可書は、合格発表後本人あてに郵送する。

(3) 入学許可書を受け取った者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、3 月中の所定の期間内に必要な入学手続（入学料の納付及び入学手続書類の提出）を行うこと。

所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。

(4) 入学時に必要な経費（令和 7 (2025) 年度予定額）

（日本政府（文部科学省）奨学金留学生に対しては徴収しない。）

① 入 学 料 282,000 円（予定額）

② 授業料 前期分 267,900 円（年額 535,800 円）（予定額）

（注）上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願期間

令和 7 (2025) 年 1 月 8 日 (水) から 1 月 10 日 (金) まで。

ただし、1 月 10 日 (金) までの消印があり、かつ、1 月 14 日 (火) 17 時までに到着したものまで受け付ける。

7. 出願手続

(1) 出願方法

ア. 出願は、郵送に限る。

イ. 郵送に当たっては、提出書類を一括して各自で用意した角形 2 号封筒に入れ、必ず**速達・書留郵便**とする。その際、封筒の表に「大学院経済学研究科マネジメント専攻数量ファイナンスコース修士課程出願書類」と朱書すること。

ウ. 送付先 〒113-0033 東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号

東京大学大学院経済学研究科事務部教務チーム大学院担当

Graduate Office

Graduate School of Economics

The University of Tokyo

7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan

(2) 提出書類

ア. **入学願書**（ホームページ掲載の本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの）

イ. **受験票**（ホームページ掲載の本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの）

ウ. **検定料支払証明書** (A4 サイズより小さいものは、ホームページ掲載の本研究科所定の用紙に貼付して提出すること。)

エ. **写真 2 葉** (出願 3 か月以内に撮影の正面上半身脱帽 4×3 cm のものを入学願書及び受験票に貼付して提出すること。)

オ. **返信用封筒** (長形 3 号の封筒に作成見本を参照のうえ、出願者本人の宛名を記入し、410 円分の切手を貼ること。日本国内の住所を記入すること。)

カ. **提出書類チェックリスト** (ホームページ掲載の本研究科所定の用紙)

キ. **成績証明書及び卒業(見込)証明書 1 通** ➡

(成績証明書に卒業(見込)年月日が記載されている場合は卒業(見込)証明書の提出は不要)

ク. **在職証明書 1 通**

ケ. **研究計画書 3 部** ➡

コ. **TOEFL 又は TOEIC のスコアのいずれか** ➡

サ. **職務内容説明書 1 通**

現在、在職中の職務を含めたこれまでの在職期間での職務について、詳しく記述した文書。様式は任意で、日本語又は英語で記すこと。

シ. **日本語能力試験 N 1 合格の証明書** [外国人出願者は提出が必要。ただし、日本の高校、大学(大学院)を卒業(修了)した者及び卒業(修了)見込みの者、又は、日本に永住許可を得ている者(特別永住者を含む)は提出不要。] ➡

ス. **推薦書** (提出は任意) 1 通 ➡

推薦書の作成者は、指導教員又は志願者の学業や職務内容を判断できる者とする。

セ. **参考業績** (提出は任意) 1 部 (参考業績が複数ある場合には、それぞれ 1 部ずつ) ➡

(3) 検 定 料 30,000 円

【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応 ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込】若しくは【クレジットカードでの払込】のいずれかに限る。

いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となるので留意すること。また、振込は令和 6 (2024) 年 12 月 16 日 (月) ~ 令和 7 (2025) 年 1 月 10 日 (金) に行うこと。

ただし、外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。

【銀行振込の場合】

ホームページ掲載の所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(郵便局・ゆうちょ銀行不可)から振り込むこと(ペイジー対応 ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B 票)及び振込金受付証明書(C 票)を受け取り、振込金受付証明書(C 票)をホームページ掲載の所定の用紙に貼り付けること。振込金受取書(B 票)は領収書なので、大切に保管すること。

【コンビニエンスストア、ペイジー対応 ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行、クレジットカードでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院経済学研究科 検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。出願に必要な収納証明書等は大切に扱うこと。

8. 注意事項

- (1) 本要項の➡印を付けた部分については、募集要項補足説明書に提出書類の作成及び受験に当たっての注意等を記載しているので、必ず参照すること。
- (2) 出願期限までに所定の書類等が完備しない場合、あるいは、提出書類等に不備がある場合は、願書は受理しない。出願手続後どのような事情があっても、書類等の変更は認めず、また検定料の払い戻しはしない。提出された書類等は一切返却しない。
- (3) 受験票は、出願手続完了後直接本人に郵送する。令和 7 (2025) 年 2 月 3 日 (月) までに到着しない場合は、必ず本研究科事務部〔補足説明書 9. (5) 問い合わせ先〕にその旨連絡し、受験に必要な指示を受けること。
- (4) 官公庁、企業、団体等に在職のまま大学院に入学する者は、定められたカリキュラムに従って学業に従事できるよう、勤務先から「大学院に入学すること」の承諾を得ること。
- (5) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部〔補足説明書 9. (5) 問い合わせ先〕に申し出ること。
- (6) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (7) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払いもどしはしない。
- (8) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜 (出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うため利用する。また、同個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績は、入学者のみ①教務関係 (学籍、修学等)、②学生支援関係 (健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金等手続き、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うため利用する。
- (9) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (10) 提出書類における履歴等について虚偽の記載をした場合、ならびに選抜において不正行為が認められた場合には、合格後、及び入学後においても遡って合格、及び入学を取り消すことがある。
- (11) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法 (外為法)」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。

従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ入学試験の選抜により最終合格しても、その後入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。

令和 6 (2024) 年 9 月